

レセ電通信歯 2024007 号
令和 6 年 10 月 24 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

長期収載品の選定療養に係る記録方法について

令和6年7月12日付け保医発 0712 第1号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、別表Ⅰに長期収載品の選定療養に関する取扱いが定められたことに伴い、令和6年10月診療分以降の長期収載品に係る記録方法について、下記のとおりお知らせします。

記

1 長期収載品の選定療養対象となった医薬品の記録について

●CSVの記録

[illegible]

●レセプトの表示

21 投薬・注射		屯		＊ 2 点	
99		21	01	【投薬・注射その他】 ボルタレン錠 2 5 m g （選） 2 錠 1 × 2	
摘要					

長期収載品の選定療養対象となった場合は、医薬品マスターの項番 42「選定療養区分」に「2」が設定されている医薬品コードを記録します。

このコードを用いることでレセプトには医薬品名称の後に「(選)」が表示されます。

なお、選定療養対象の場合に用いる医薬品コードと対象外となった場合に用いる医薬品コードの対応表を支払基金のホームページに掲載していますのでご活用下さい。

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r06/kihonmasta_04.html

●CSVの記録

●レセプトの表示

99	21	01	【投薬・注射その他】
摘		02	ボルタレン錠25mg 2錠 2× 2
要			長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に 差異があるため

※現時点では、入院外レセプトであって、診療識別 21：投薬・注射にて長期収載の医薬品が選定療養対象外の医薬品コード（医薬品マスターの「選定療養区分」に「1」が設定されているもの）で記録されている場合にチェックします。

長期収載品の選定療養に伴い、医薬品マスターに項番 41「長期収載品関連」及び項番 42「選定療養区分」の項目を追加しています。

変更区分	マスター種別	医薬品コード	～	漢字名称	～	新又は現金額	～	長期収載品関連	選定療養区分
0	Y	620007096		ボルタレン錠 2 5 m g		7. 90		0	1
				}					
0	Y	670007096		ボルタレン錠 2 5 m g (選)		7. 35		620007096	2
				}					

医療上の必要があるため「変更不可（医療上必要）」欄に「レ」又は「×」を記載した場合、前2と同様にレセプトに長期収載品の選定療養対象外となった理由をコメントコードで記録します。